慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ドイツ国民社会主義の経済観
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.3 (1933. 3) ,p.359(1)- 405(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19330301-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮內省御用達
株式會社 東洋軒
電話三田 三五八〇 三三八一 三五八二

東洋軒支店
□新橋驛階上 電話銀座四七〇
□三信ビルヂング地階並ニ八階 電話銀座三八六八 三四七四
□帝國劇場內 電話丸ノ內一七一二
□新橋演舞場內 電話銀座二七二八
□列車食堂東京事務所 電話丸ノ內一六六三
□赤坂三會堂內 電話青山九九
□赤坂錦水 電話赤坂九二一

三田學會雜誌 第二十七卷 第三號

ドイツ國民社會主義の經濟觀

加田哲二

要目

一 最近のドイツにおける政變とヒットラア
二 ナチスの經濟綱領
三 經濟的自立（アウタルキー）と「再農業化」
四 私有財產の是認
五 利子奴隸制の打破
六 金貨資本と生產資本—企業家の地位
七 國有化政策

八　銀行及び金融政策
九　財政及び租税政策
一〇　勞働者政策
一一　結語

一

アドルフ・ヒットラアは遂に政權に到達した。彼は百九十五名の「國民社會主義ドイツ勞働者黨」（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei. 略稱 N. S. D. A. P, またはナチス）の國會議員を擁して政權を把握した。彼の黨の議會における勢力は、一九三〇年九月の總選擧には、その以前の十二名に對して、一躍百七名、一九三二年七月の選擧には二百三十名、一九三二年十一月六日の選擧には百九十五名を獲得して現在に及んだのである。ヒットラアの政權への接近は、既に一九三二年七月以後において著しい可能性を加へた。老大統領ヒンデンブルク元帥は、ヒットラア黨の躍進に鑑み、ブリウニング内閣の後を受けて組閣したパーペン内閣の副總理の地位に就任せんことを、ヒットラアに勸誘したのであつた。しかるに、ヒットラアは「すべてか、然らざれば無」と號して、ドイツ共和國政權の全部的掌握を主張してこれを拒絶した。こゝにおいて、ヒットラア黨もパーペン内閣の反對黨たるに至り、パーペン内閣は非常な危機に遭遇したのであつたが、議會に對する責任内閣たる形式を大統領に對する責任内閣たる形式と諸政黨の妥協とによつて、その命脈を保つて來た。而して、更にシュライヒア將軍の内閣の組織となり、在任僅かに五十六日議會切拔の眼鼻つかず、本年一月末の辭任とゝもに、大統領によつて、ヒットラアに組閣命令が下されたのである。

ヒットラアは去年八月ナチスが二百三十名の多數をドイツ議會に獲得したとき、彼は、大統領ヒンデンブルクに獨裁内閣組織の權限を要求し、我をして伊太利のムッソリニーの如き地位に就かしめよと號した。しかし、老大統領は、國内の情勢並にナチスの排外主義を顧慮して、ヒットラアの要求を拒絶した。而して、十月の選擧においては、三十五名を失ふとゝもに、ヒットラアはその態度を幾分緩和して、諸政黨との協同を諾するに至つたのである。百九十五名を擁するナチスはドイツ國會において、過半數を占めるものではない。從つて、その單獨内閣組織は甚だ容易でないし、國内の情勢と對外關係はこれを許さない。

ヒットラアはヒンデンブルクの組閣命令を受けて、極右聯立内閣組織した。フォン・パーペンが前々内閣首班として、主として地主階級の利益を擁護したことは確實であり、今次の内閣においては、副總理たるパーペンの權限を擴張し、一切の施政に對して、その承認なければ、大統領これを裁可せずとする新制度を採用した由であり、それによつて、その勢力を推知し得べく、更らに、農商相フーゲンベルクは大土地所有者の代表者である。勞働相の地位を得たフランツ・ゼルテが、デュスタアベルヒとともに、鐵兜團の指導者であることは何人も知るところである。而して國立銀行總裁ルーテルの辭任を要請し、その後任として、シャハトを擧げてゐることは、重工業者層の利益を代表せしめるものとせられてゐる。かくの如く右翼諸勢力の糾合であるヒットラア内閣は、その實力に應じて、

その代辯者をして、次のやうに語らしめてゐるのである。「ヒットラア氏はドイツ共和國憲法に對し忠誠を守るべき旨の誓約をなしてゐるのであつて、氏は憲法に準據して、統治を行はんとするものであるのみならず、氏はヒンデンブルク大統領に對してもあらゆるドイツの法律を遵守すべしとの確言を與へた。氏の外交政策は前政府と變りなからう。」（註二）而して、ヒットラアは二月一日全ドイツにドイツ再建四ケ年計畫なるものを放送演說を行つた。その演說の要旨は、彼の行くべき道をよく示すものである。

「ドイツを混沌より救はんが爲め四ケ年計畫こそ、我が內閣が遂行せんとする政綱の最大眼目である。余は來るべき四ケ年に於て、ドイツ農民を其の窮狀より救ひ、且つ失業を決定的に、克服しなければならない。共和國建設以來十四年間ドイツに橫行して居たマルキシズムは遂に、ドイツを荒廢に歸せしめた。更にボルシエヴイズムがドイツに入り來らんか、一年にして、ドイツは壞滅に歸するであらう。併し、ドイツは斷じて斯かる無政府主義的共產主義に陷沒すべきでなく、又決して、陷沒しないであらう。

ヒンデンブルク大統領は、我々に對し、國民にドイツ復活の可能性を與ふべきことを命じた。我々は全ドイツ國民に對し、此の和衷協同の文書に署名せんことを要望するものである。ドイツ復活を目的とする我が政府は、實に過去十四年間に亘る過誤を四年以內に匡正せんと決意したのである。我々に藉すに四ケ年を以てせよ、然る後我々に對する判決を下されたい。國內經濟に關する政府四ケ年計畫の根幹の一は强制勞働勤務と地方人口の增加政策である。對外政策に關する政府の使命は、ドイツ國民の絕對的權利を擁護し、その自由を回復するにある。更に若し世界が、軍備縮小によつて、ドイツの軍備擴張を永久に必要ならしめるならば、ドイツは非常にこれを多とするであらう。併し乍ら、當面の最大急務はドイツの共產主義的崩壞を阻止することである。」（註三）

註一　東京日々新聞　一月三十一日

註二　ベルリン　二月一日發聯合　讀賣新聞　二月二日發行夕刊

ヒットラアのいふ所謂四ケ年計畫が何を意味するかは、電文が簡單で明白でないが、ドイツ現在の危機をマルクシズム、または更らにボルシェヴイズムの支配活動にありとし、從つて、「當面の最大急務はドイツの共產主義的崩壞を阻止することである」としてゐるのである。別の言葉でいへば、「ドイツには、この際中途半端な中ブラリンの道は殘されてゐない。ドイツには唯二つの道があるばかりだ。即ち共產黨の赤旗が飜されるか、ドイツ復興の精神が行はれて、獨自のドイツ魂に立ち返るかの二つだ。わが輩は後者の道を選ばうとしてゐる。……わが輩が一日放逐したドイツ四ケ年計畫はドイツ國會議員の任期と一致せしめたものである。大戰後過去十四年間にわたりドイツは共產主義、マルキシズムに蹂躪され、その結果現在の如き混沌狀態を現出せしめるに至つた。わが輩にこのドイツの混亂狀態を救ふために、僅かに四ケ年の期間を與へて貰いたい。その上で若しわが輩が失敗に歸した場合、十字架の刑をも甘じて受けるであらう。わが輩はかくの如き決死の覺悟と自信とをもつて、ドイツ宰相の地位に就任したものである。」（註三）

註三　東京日々新聞代表者への談話　二月二日ベルリン發電報　東京日々新聞　二月四日

このヒットラアの聲明によると、彼の所謂四ケ年計畫なるものゝ内容は必ずしも、明確ではないが、たゞ一つ明確なのは、そのマルクシズム（共産主義並に社會民主主義）に對する態度である。かくの如き聲明を發するとともに、ヒットラアがマルクス主義運動に對する彈壓を開始したことは、外電の報ずるところで明白である。ヒットラア黨の最大の敵は、勿論共産黨であり、これに次ぐものは、社會民主黨である。彼は、このドイツ政界における二大勢力を、いつ早く彈壓することを始め、外電の報ずるところによると、あるひは共産黨ベルリン支部の建物を占領するとか、社會民主黨機關誌の三日間の發行停止を命ずるとか、マルクス運動の主要機關の打倒にその全力を擧げてゐるやうである。共産黨及び社會民主黨もまたそれぞれ、これに應ずる對抗策に從事し、あるひは、示威運動に、あるひはゼネラル・ストライキを企圖してゐるが如くである。全ドイツは今やこの極右對左翼の對立の騷然たる狀態を現出してゐる。

反共産黨、反社會民主黨たる限りにおいて、極右諸黨は聯合または共同戰線を張る可能性は多分にある。ゼルテの鐵兜團からフウゲンベルクの反社會主義的ドイツ國粹黨、ヒットラアの國民社會主義勞働者黨、パーペンーシャハトの地主重工業者の諸層は、反左翼たることにおいて、内閣を組織し得たのである。故にヒットラア内閣の使命は、左翼運動の打倒にありといはねばならぬ。それは、一のファッショ的形態における右翼結成である。このことは既に豫想されないことではなかつた。筆者は昨年二月既に次のやうに記したことがある。「貸付資本とマルクス主義と議會主義とを敵とするといふのが、國民社會主義である。議會主義は、既に國民社會黨が一九三〇年の秋の選擧で一躍一〇七名の議員をライヒス・タアクに送つて、第二黨となつたので、恐らく彼等は議會を、その最大の敵とすることはないであらう。行動黨、實踐黨をもつて任ずる國民社會黨は恐らく議會を敵から味方にする工風をやつてゐるかも知れぬ。利子奴隷制の打破がぐらつき、議會主義が味方となると、殘るものはマルクス主義である。敵としてのマルクス主義は國民社會主義始まつて以來變らぬところである。また將來も變らぬだらう。ユダヤ人排斥もマルクス主義排斥の一部分に過ぎぬ。こゝに國民社會主義の本質がある。産業資本もよし、企業家もよし、たゞ惡いのは、マルクス主義だけである。……そして彼等の敵はマルクス主義であり、マルクス主義のみである。」（註四）この豫想が實現されたのみである。このことは、彼等のイデオロギーを一讀する人の直ちに、感得することが出來るところなのである。筆者は既に種々な機會に、ナチスの運動について、書いてゐるから、今回は、ヒットラアの政權把握を機會に、ナチスの經濟觀、即ちナチスの經濟綱領について書きたいと思ふ。筆者の諸論稿は、ヒットラアの政權把握によつて、何等變更する必要のなかつた許りでなく、その眞實性が確認せられたかの如くである。今、ヒットラア黨の經濟觀を記述するのは、ヒットラア黨が平常主張してゐることが、どの程度まで、今次の政權把握によつて、實現せられるか、またはされないかを知るためである。筆者はナチスの經濟政綱の中には、幾多の矛盾があり、且つ今次のヒットラアの政權が、パーペン、ゼルテ、フウゲンベルクの寄合世帶たる關係上、左翼運動彈壓の企圖以外に、積極的な活動はなし得ないと思ふ。殊に、ヒンデンブルクによつて要求されたパーペン内閣以來のドイツ經濟振興策の承繼の如き結局失敗に歸したものである。ヴァルガは、パーペンの振興政策を評して、「振興などはま

るで認められない。また經濟政策的諸方策の助けによるドイツの經濟狀態の好轉は將來に於ても全然起らないードイツ經濟狀態は全世界經濟狀態の好轉以後にのみ好轉し得るだらう」といつてゐる。（註五）　この斷定を信ずべきものとすれば、四ケ年間における「ドイツ農民狀態の向上と失業の徹底的克服」など思ひもよらぬものといはねならぬであらう。筆者が、ヒットラア內閣の積極的活動（左翼彈壓以外の）に對して悲觀的論斷を下すのは、以上の事情を綜合するからである。（註六）

註四　拙稿「國民社會主義素描」拙著「日本國家社會主義批判」二五五—二五六頁。

註五　ヴァルガ「世界經濟年報」第十九冊　五九頁

註六　筆者のナチスに關する論稿は次の如くである。

拙著「國民主義と國際主義」二二二—二七二頁

同　「日本國家社會主義批判」附錄「ヒットラア運動の批判」二三三—二七五頁

拙稿「ファッショ的統制經濟」世界經濟問題講座　第一回配本　五一—七〇頁

同　「國民主義」同前第一回配本

同　「ナチスの文化及び教育觀」教育第十四號　昭和七年十一月號

同　「アドルフ・ヒットラア」世界經濟問題第三輯

二

國民社會主義は、その名によつて明かなやうに民族（または國民）をその出發點としてゐる。（註七）　即ちナチスの主張するところは、經濟的にいへば、國民の經濟的獨立——アウタルキー Autarkie——であり、（註八）　社會學的にいへば、ウニヴェルサリスムス（普遍主義）の實現である。それは有機的國家觀の主張である。このことは、國民社會主義の先驅者として、ロマンチックの擧げられてゐることによつても、明かである。（註九）　これは「吾々は第二のロマンチックとなるであらう」といふやうな主張によつて、確認される。（註一〇）　かくて、國民社會主義は、マルクス主義のインタアナショナリズムを排すると同時に、そのプログラムにおいて、嘗て階級廢止を宣言したことがない許りか、反つて、社會諸階級間の調和を主張しやうとするものである。「國民社會主義は、國民的であり、理想主義的であることを欲する。勞働者の內に價値感と、生產者の間に調和の思想を呼び覺まさうと欲する。國民社會主義は、この目的は、終極においては生產者群をして相互に憎惡せしめる自由主義の克服によつて達することが出來ると考へる。故に國民社會主義はこの見解を企業者の間と同時に勞働者の間にも克服せんとするものである。」（註一一）　かくの如く、國民協調の世界が國民社會主義の世界である。私利よりも共同の利益を重ず（Gemeinnutz vor Eigennutz）といふ言葉によつて、表現された立場であり、フェダアはこれをもつて、ナチスの綱領二十五ケ條の精神であるとしてゐる。曰く「私利よりも共同の利益を重ずといふことは、綱領の精神であり、利子奴隸制の打破は國民社會主義の眞髓である」と。（註一二）

註七　Pidder Ling, Nationalsozialismus. Ss. 12 ff.

拙著「國民主義と國際主義」二四五頁以下

註八　Karlheinrich Rieker, Das Wirtschaftsprogramm des Nationalsozialismus. 1933. S. 50. ff.

註九　Hans Reupke, Der Nationalsozialismus und die Wirtschaft. 1931. S. 20.

註一〇　Ernst Aunich, Drei Stücke über Nationalsozialistische Weltanschauung. 1932. S. 2.

註一一　Reupke, Nationalsozialismus. S. 38.

註一二　Gottfried Feder, Das Programm der N. S. D. A. P. und seine weltanschaulichen Grundgedanken, 1931. S. 23.

いま、ナチスの經濟觀またはその經濟政策を解說するに當つては、その一九二〇年二月二十五日にミュンヒェンのホフブロイハウスの大會において、可決された二十五ケ條の綱領を擧げることが、最も簡單であるが、ナチスの理論家ゴッドフリード・フェダアは、これを更らに分類解說してゐる。而して、この解說はナチスの立場を語る標準的なものとせらるゝのであるが、その中から經濟政策、財政政策、社會政策に關するものを次に擧げやう。

「經濟政策　原則　國民經濟の目的は必要の充足であつて、貸付資本に對する最大可能の收益の保證ではない。

一　國民社會主義は私有財產を原理的に承認し、これを國家の保護の下に置く。

二　國民の幸福のために一個人による無制限の富の集積を制限する。

三　すべてのドイツ人は一般の安寧及び文化の要求に應ずるために一の勞働共同體を形成する。

四　すべてのドイツ人の一般的勞働義務の範圍及び私有財產の原則的承認の下において、すべてのドイツ人に對して自由なる營業及びその勞働收益の自由處分を認める。

五　すべての經濟生活の領域において、農業においてもまた、大、中、小の經營の健全なる混在を維持する。

六　巨大なる經營（コンツェルネ、シンヂカート、トラスト）は克服せられるであらう。――既に社會化された經營（トラスト）の國有化（註一三）

七　高利貸、不正商人、並に民衆を犧牲にし、それに害惡を與へることによつて、富を集積するものは死刑を以て罰する。

八　すべてのドイツ人に對する勞働義務年限の制定。

財政政策　原理　貨幣制度は國家の必要のために存在する。貨幣權力者は國家內に國家を建設すべからず。故に吾々は、次の方法によつて、利子奴隷制の打破を目的とする。

一　大貸付資本に對する利拂義務付の負債から國家を解放し、それによつて人民の負債を解放すること。

二　株式會社ライヒス・バンク並に發券銀行の國有化。

三　すべての大公益事業（水力、交通路等の建設）に對して、資金を提供すること。但し借入金の方法によらず、無利子國庫證券の發行によること。

四　保證準備を基礎とする安定せる本位制の制定。

五　無利子貸付許容のため公益建築及び經濟銀行の設置（本位制改革）。

六　社會經濟的原則による租稅制度の徹底的改造。間接稅から消費者に解放し、生產者を、束縛的租稅の負擔から解放すること。（租稅改革及び租稅解放）

社會政策　原理　一般の福利が最高の原則である。

一　終身年金制の國營による養老保險の大擴張。それによつて、これを必要とするドイツ人に對しては一定年齢以後、またはそれ以前においても、繼續的に勤勞不能に陷つた場合には、充分なる年金を給する。

二　すべての生産的――生産的または價値創造的――企業の從業者は、その勤勞並に年齢に應じて、事業の收益に參加し得るとともに事業の國民經濟的目的の充足に對しては、共同の責任を有する。

三　すべての名譽ある勞働に基かざる戰爭並に革命利得並に暴利及び高利の結果による財物の沒收、それの社會施設建設への利用。

四　全國における廣大なる住宅建築によつて住宅難を撤廢すること。その方法は前記の公益建築並に經濟銀行の設立によること。」（註一四）

註一三　この點は Feder, Das Programm S. 35. において訂正せられたものである。

註一四　Gottfried Feder, Der deutsche Staat auf nationaler und sozialer Grundlage. 5. Aufl. 1932. Ss. 42-43.

この解說的綱領が、ナチスの一般的承認を經てゐることは、そのヒットラアの序文によつても明かである。「すべての偉大なる理念は二つのものを必要とする。權力への意志と明瞭なる目的である。權力への意志、解放への意志は、吾々の心の中に灼熱しつゝ強く生きてゐる。而して吾々の目的はコットフリード・フェダアがその著「國民的並に社會的基礎に立つドイツ國家」の中で明瞭に、何人にも理解し得るやうに述べた。その中に、數百萬の希望と憧憬とは、その形態と力强き表現とを見出した。かくて、吾々の運動の文獻はその教書を得たのである」と。（註一五）これによつて、フェダアの解說が、ナチスの立場を語つてゐることの證明となると思ふ。

註一五　Geleitwort Adolf Hitlers, Feder, Der deutsche Staat, S. 5.

三

ナチスの社會學的出發點は、國民なる概念である。ナチスは人類の文化生活領域としての國民をその最高の發展段階と考へ、從つて、社會運動または社會主義の實現における國際性を否定する。「民族的世界觀は、人種的要素の中に、人類の意義を認める。それは、原則的には、國家の中に、目的に對する手段のみを見るのみであり、その目的として、人類の人種的存在の維持を考へてゐる。かくの如くして、その世界觀は、決して人種の平等を信ずるものでなく、人種の差異及びの價値の高下を認め、この認識によつて、この宇宙を支配する永遠の意志に從つて、優者、强者の勝利を要求し、劣者、弱者の從屬を要求する義務を感ずるのである。民族的世界觀は、かくの如くして、原則的には、自然の貴族主義的根本思想を懷き、この法則の妥當性を最後の一人にまで及ぼすことを信ずるものである。それは、人種の種々なる價値を認めるのみならず、個人の種々なる價値を認めるものである。」（註一六）

註一六　Adolf Hitler, Mein Kampf. 1931. Ss. 420-421.

國民はかゝる見地から最高の人間生活の集團として考へられる。經濟生活に關しても、その觀念は維持されるのである。フェダアのプログラムにおける「すべてのドイツ人は一般の安寧並に文化の必要のために、一の勞働共同

體を形成する」といふ主張はこれであり、（註一七）ナチス綱領二十五ケ條の最初の三ケ條たる左の條項もこの主張に基いたものである。

「一　吾々は民族自決權を基礎として、すべてのドイツ人が一大ドイツ國に結成せらるゝことを要求する。

二　吾々は他の國民に對するドイツ民族の平等權、ヴェルサイユ並にサン・ジェルマン平和條約の廢棄を要求する。

三　吾々は、わが民族の生活のため、並にわが過剰人口の移住のために土地（植民地）を要求する。」（註一八）

註一七　本論文第二節參照

註一八　Feder, Das Programm der N. S. P. A. D. und seine weltanschaulichen Grundgedanken, S. 19.

このナチス・プログラムにおける要求は政治的意味を重要視したものである。それは現下のドイツの政治的事情に由來したものであつて、その經濟的意義は、全ドイツを一の「勞働共同體」とするといふフェダアの主張と同じである。この立場は、ナチスの國民經濟の自立主義である。彼等のいふアウタルキー（Autarkie）の主張である。

「アウタルキー即ち經濟的自給は、實に社會主義的國民經濟根本要求の充足――共同社會の食糧、衣服、往宅の安固――のための前提である。更にそれは、國民的自由並に國民的文化發展の前提である。――それについては、世界戰爭の結果が、ドイツ國民に對して、切實なる證明である。アウタルキーは生活基礎の關する限りにおいては、一の絶對的なものでなくてはならぬ。しかるに、それは文明の基礎（文化的生存最小限）に關しては、一の相對的のものであり得るし、またあるであらう。」（註一九）

註一九　Otto Strasser, Aufbau des deutschen Sozialismus, 1932. S. 29.

オットウ・シュトラッサアの立場は、自らを「革命的國民社會主義」（註二〇）と呼んで、現今においては、ヒットラアのナチスの資本主義迎合に反對して、もつと急進的な計畫經濟を主張してゐるものである。（註二一）しかしながら、この國民經濟の獨立――アウタルキー――を主張する點においては、程度の問題なのである。ナチスの理論家は、ドイツの經濟的獨立を主張する點において、即ちワゲナアがドイツは外國の勢力から解放されねばならぬとする點において、一致する。（註二二）何となれば、今や世界經濟は解消し始め、外國はドイツの商品を買取ることなく、ナチスの組織部長ハインリクセンがいつてゐるやうに、「今日は輸出幻想がその終末に達してゐる」からである。（註二三）即ち列國は間接または直接の方法によつて、ドイツからの輸入を防壓し、ドイツは、利子奴隷制の壓迫の下に、これに對應する反對政策を取り得ないのである。（註二四）こゝに現實の問題としてのドイツの經濟的獨立の必要がナチスによつて認識せらるゝに至つたのである。

註二〇　Strasser, op. cit. S. 22.

註二一　Scheunemann, Nationalsozialismus. Ss. 22-27.

註二二　ワーゲナア Wagener は一九三一年に短期間現はれてゐた „Wirtschaftspolitischer Dienst" の編輯者である。

註二三　Heinrichsen, Deutsche Volkswirtschaft, Februar 1932. S. 13.

註二四　A. Pfaff, Der Wirtschaftsaufbau des Dritten Reichs 1932. Derselbe, Wege zur Brechung der Zinsknechtschaft. 1932.

このために考案せらるゝものは、外國爲替局と外國貿易局である。これによつて輸入は嚴密に監督され、ドイツ國內において、生產せらるゝ生產物の輸入を禁止すべきである。而して、ドイツ國內の必需品輸入は止むを得べからずとするも、その輸入額は、輸出額以上に出でざるやう統制さるべきである。輸出は統制の必要がないのである。勿論この場合、ドイツは、孤立國たるを要しない。「ドイツ國民社會主義經濟は島國的ではなく、自立的（アウタルク）であるだらう。」（註二五）この經濟的自立のための輸出入統制問題についても、ブァッフの如きは、これに官僚的定式的にこれを取扱ふべからざるを主張する。故にナチスの國民經濟の獨立といふのは、嚴密なる意義においていふのではない。故にこのアウタルキーといふ國民主義の經濟的理想については、次の如き批判が與へられるのである。「アウタルキーとは、その嚴密なる言葉の意義においては、勿論如何なる外國生產物との關係をも斷絕した上の完全なる自給と解されねばならぬ。しかるに、かくの如き自給と自足とはドイツに對して、全然不可能であることは、アウタルキー論者もまた知るところである。故に彼等は常に部分的自立（Teilautarkie）をいふのである。」（註二六）而して、これが經濟的困難については、リーカアの既に論ずるところである。（註二七）

註二五　Heinrichsen, a. a. O. S. 15.

註二六　Wilhelm Gerloff, Autarkie als wirtschaftliches Problem　Autarkie? 1932. S. 14.

註二七　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 51-56.

經濟的自主の主張は當然食糧及び原料供給者としての農業の尊重とならざるを得ない。この點を明確にしてゐるものは「革命的國民社會主義者」オットウ・シュトラッサアである。彼は大都市の危險性、大都市よりの解放を主張し、この主張をアウタルキーのための「ドイツの再農業化」を主張するものは、シュトラッサアのみである。しかし、ナチスの主張は、リーカアによれば、「ドイツの再農業化」（Re-Agrarisierung Deutschlands）としてゐる。（註二八）再農業化といふ文字を使用しない許りで、その主張にいたつては、同一である。（註二九）故に、ナチスは、その農民及び農業に對する黨報告において、次のやうに、ドイツ農業の意義を記してゐる。

「ドイツ國民は、その食糧の著しい部分を、外國の食糧輸入によつて、補つてゐる。世界大戰以前にあつては、吾々は、この輸入に對して、吾國の工業的輸出、貿易、外國への投資資本の受取高をもつて、支拂ふことが出來た。この可能性を世界戰爭の結果は、吾々から遮斷してしまつた。

今日、吾々は、この食糧輸入に對して、主として、外資借入によつて支拂つてゐる。かくて、ドイツ國民は、益々深く信用を提供する國際的高度資本の負債奴隸に陷ち込まされるのである。これは――現狀の繼續するにおいては――ドイツ國民を收奪するものである。國際資本は、信用の遮斷によつて、かくして、食糧供給の遮斷によつて、即ち收入を激減せしめることによつて、就中ドイツ・プロレタリアをして、彼等のために僅俄賃銀をもつて、勞働せしめることを强制するか、または、外國植民地へ勞働奴隸として移動することを强制するのである。この奴隸狀態からの解放は、ドイツ國民が本質的に、自身の土地によつて、自らを養ふときにおいてのみ、可能である。故に、國內農業の能力の增加は、ドイツ國民にとつては、一の死活の問題である。」（註三〇）

註二八　Strasser, Aufbau des deutschen Sozialismus. S. 39.

註二九　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 47.

註三〇　Parteiamtliche Kundgebung über die Stellung der N. S. D. A. P. zum Landvolk und zur Landwirtschaft. März 1930. Feder, Programm, Ss. 6-7.

この目的のためにナチスはその農業政策を主張する。現在ドイツ農業勞働の收益は甚だ低いものであるが、ドイツ農業の現在の困難の原因は、第一には、比較的農業に過重なる現行租稅政策、第二に競爭の地位にある外國農業に對する不充分なる關稅政策、第三、生產者と消費者との中間にあつて、巨利を占める大商業（主としてユダヤ人の手にその實權の存する）、第四に、人造肥料並に電力の不當なる高價、がこれである。このためドイツ農民は、止むを得ず、ユダヤ人の高利資金の奴隸とならざるを得ない。この狀態を改良するためには、土地政策の改革にならねばならぬ。土地所有權の確認と、その公共的意義のための使用がこれであり、私人金貸に對する土地質權設定の禁止、農業信用のためには、國家の認めた信用組合の設置、または國家自體による信用提供、國內移民政策の確立がこれであり、農民の經濟的並に文化的向上のための政策としては、租稅の輕減、利率の法律による低下、農業保護を目的とする輸入の國家統制、關稅、國民敎育、農民團體の組織が必要である。農業勞働者に對しては、その組合の組織、組合の國家的監督、住宅改良、賃銀の引上げ、この改良によつて、農業勞働者の國外移住が阻止され、從つて、外國勞働者の移住の不必要が生じ、將來これを禁止する。これがナチスの農民問題黨報告の大要である。（註三一）

註三一　Parteiamtliche Kundgebung. Ss. 7-11.

四

前節の述べたやうに、國民社會主義は、一の國民的範圍における自立經濟の主張であり、農本主義的傾向を多分に有する點において、リーカアの既に指摘してゐるやうに、國民主義の經濟的理想を有するものである。かくて、國民社會主義は、國民主義の範圍における社會主義と考へることが出來る。この點において、國民主義一般——殊にその現代的意義における——の有する保守性を共有するものである。殊に社會主義形態——社會主義の經濟形態——として然りである。それは、私有財產を原則的に認めるのである。筆者は嘗てこの點について書いたことがある。「國民社會主義は新らしい社會主義である。實に新らしい社會主義である。それは私有財產を原則的に認める。通常の社會主義では、個人的消費物の私有は認めてゐるが、私有財產の原理的承認とか、その基礎の上における自由なる營業及び勞働收益の自由處分といふやうなことを認める社會主義は無いやうだ。筆者には、それが社會主義であるとは思はれない。」（註三二）

註三二　ヒットラア運動の批判　拙著「日本國家社會主義批判」二七一頁

國民社會主義は私有財產を認める。ナチス綱領二十五ケ條の中には、私有財產の問題には何等觸れるところがない。しかしながら、ナチスは幾度となく、私有財產の認容に關する意見を發表してをり、ヒットラア自身も、私有財產は國民社會主義的經濟秩序の基礎を形成するといふ意見に到達した。ヒットラアはデュセルドルフの工業倶樂

部の演說において次のやうに述べてゐる。「余が人間の勞務に差異ありと認めるときにおいてのみ、私有財產は、道義的に妥當視されるのみである。このとき初めて、人間の勞務に差異があるから、その勞務の成果にも差異があると斷定することが出來る。而して、勞務の成果が異るのであるから、この成果の處分を大體において、個人に委任する方が、効果的である。」（註三三）　從つて、ナチスはまた私有財產の相續權をも認める。フェダアはいふ。「民族的思想の保護者として、農業的所有の繼續、即ち父及び祖父によつて、耕作地となされ、耕作された土地がその子に移行されることは、自明の理と考へる。國民社會主義は、土地私有權とともにその相續權をも認めるのである。」（註三四）　ヒットラアもこの立場を明確にしてゐる。ナチス綱領第十七條に、土地政策について次の條項がある。「吾々は、一の國民的必要に照應した土地改良、公益の目的のためにする土地の無償沒收に關する法律の制定を要求する。地代の廢止並にすべての土地投機の阻止。」これに對して、ヒットラアは一九二八年次の聲明書を發表してゐる。

「ナチス綱領第十七條に對する反對者側の虛僞の解釋に對して、次の確定は必要である。

ナチスは私有財產の基礎の上に立ち、「無償沒收」の條項は、不法の方法をもつて獲得した土地または、國民的安寧の見地によつて、管理されてゐない土地で、もし必要の場合には、これを沒收するといふ法律的可能性の設定に關してゐることを認める。從つて、それは、第一にユダヤ人土地投機會社に向けられたものである。」（註三五）

註三三　Zitierte von Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 14.

註三四　Feder, Landwirtschaftlicher Grundbesitz und N. S. D. A. P. Programm. S. 13.

註三五　Feder, Programm, Ss. 20-21.

國民社會主義者中この立場に反對するものは「革命的國民社會主義者」である。シュトラッサアは、ドイツ社會主義の構成を計畫經濟にありとし、計畫經濟と私有財產權とは兩立せざる概念であるとする。「私有財產の經濟的權利の廢棄こそ、すべての眞の計畫經濟の前提であることを、保守的革命家はこゝに力强く指摘しなければならぬ。根本において、土地、鑛物、生產手段に對する私有財產の維持を認める者は、單にドイツ社會主義を否定するのみでなく、計畫經濟の實現を不可能にするものである。」（註三六）

註三六　Strasser, Aufbau, S. 33.

この立場は、少數の革命的國民社會主義者のそれであつて、多數のナチスのそれではない。ナチスは、既に述べたやうに、私有財產を原則的に承認する。たゞこの場合の私有財產は、眞の意味におけるブルジョア的のものではなく、道義的制約の下における私有財產だとナチスはいふのである。所謂義務づけられたる私有財產である。こゝにナチスの道義的社會觀が挿入される。ナチス綱領第二十四條に「黨は吾々の內及び外におけるユダヤ的・唯物的精神と鬪爭し、ドイツ國民の繼續的恢復は、その內面から私利より公利を重ずといふ基礎の上においてのみ、達成せられるのである。」（註三七）　ナチスにおける私有財產の確認はこの私利よりも公利を重ずるといふ道義的精神の制約を受けるのみである。

註三七　Feder, Programm. S. 22.

しからば、この私有財産に對する道義的制約は、實際綱領及び將來社會の組織において、如何に現はれるのであるか。ナチス綱領は、個人の行動について、規定してゐる。「個人の行動は、一般の利益と衝突することを許されない。それは、全體の範圍において、全體の利益のためになされねばならぬ。」（註三八）この條項に照らして、すべてのナチスの經濟綱領は形成せられるのであるが、その實際的方面においては、戰時利益の問題である。「すべての戰爭が國民に對して要求する生命及び財産の巨大なる犧牲に顧み、戰爭による個人的致富は、國民に對する犯罪と看做さる。故に吾々は、すべての戰爭利益の苛酷するところなき徵收を要求する。」（註三九）次には反公益的行爲である。「その行爲によつて一般的利益を害するが如き人々に對して果敢なる鬪爭を要求する。公共に對する犯罪者、高利貸、奸商等は信敎と人種とを顧慮することなく死刑によつて、罰すべきである。」（註四〇）而して、かくの如き反社會的、反公共的行爲の基礎は、ユダヤ的唯物精神にあり、その法的表現はローマ法である。故に「吾々は物質的世界秩序のためのローマ法を、ドイツ的共同法によつて代置することを要求する。」（註四一）

註三八　Feder, Programm. S. 20.
註三九　Feder. Programm. S. 20.
註四〇　Feder, Programm. S. 21.
註四一　Feder, Programm. S. 21.

五

ナチスの經濟綱領中、最も重要なるものは、「利子奴隷制の打破」（Brechung der Zinsknechtschaft）であり、綱領第十一條は特にゴチック字體でこれを現はしてゐる。（註四二）フェダアはこれを「國民社會主義の神隨」といつてゐる。（註四三）この說の最初の首唱者はフェダアであり、それは、初期のナチスによつて確認せられたのであるが、それが最近にいたつて、批判されつゝあることは、後段に述べる通りである。ヒットラアは、フェダアの說について語つてゐる。「余が『利子奴隷制の打破』に關するゴットフリード・フェダアの最初の講演を聽いたとき、余は直ちに、それが理論的眞理であり、ドイツ民族の將來に對して顯著なる意義を持つに至るであらうことを知つた。國民經濟からの取引所資本の嚴密なる分離は、ドイツ經濟の國際化に反對すると同時に、資本一般に對する鬪爭によつて、獨立的・民族的自立の基礎を脅かすことなき可能性を與へたものである。ドイツの發展は、余にとつては、あまりに明瞭に過ぎてゐたので、最も困難な鬪爭が最早敵對民族にあるのではなく、國際資本に對する鬪爭が行はれねばならぬことを知ることが出來なかつたのである。余は、フェダアの講演において、來るべき鬪爭に對する力强き言葉を感じたのである。……國際的金融並に金貸資本に對する鬪爭は、ドイツの經濟的獨立並に自由のためのドイツ民族の鬪爭の最重要綱領となつたのである。」（註四四）しからば、かくの如き重要なる利子奴隷制とは何であるか。

「全ユダヤ的高度資本の貨幣または利子の支配の下における民族の狀態をいふのである。その經營の資金を融通するために、『信用』を獲得し、そのために高い利拂をするので、利子がその勞働の收益の殆んど全部を喰ひ盡す狀態にあるか、または、永遠の負擔として、抵當負債にあえがなければならぬ農夫は、利子奴隷制の下にあるも

のである。

勞働者が工場または仕事場で、僅少な勞銀をもつて、價値を創造してゐるのに、株主は、何等の勞苦と勞働なく、利子配當を得てゐる場合、この勞働者は、利子奴隷制の下にある。

現今、根本において、殆んどその銀行信用の利子のために働かねばならぬ全工業的中間階級は利子奴隷制の下にある。數的には少數なる層が、勞苦と勞働を要せずして、その利子、銀行及び取引所利益、金融取引によつて巨大なる收入を得てゐる場合、その精神的または肉體的勞働によつて、そのパンを得なければならぬすべてのものは利子奴隷制の下にある。....

その貨幣の必要を『借入』によつて充たしてゐるすべての民族は、利子奴隷制の下にあるものである。民族の最重要の內政的最高權を貨幣的權力、銀行家に交附すべきこの民族は利子奴隷制下に崩壞する。.... 金貨資本の權力に屈服するすべての民族及び政府は利子奴隷制下にあるものである。....

利子奴隷制とは、『勞働に對する資本』『貨幣に對する血』『搾取に對する創造力』の對立に對する正確なる事實表現である。.... 利子奴隷制の打破は、これをすべてが旋回するところの鋼鐵の軸である。それは單なる金融政策的要求以上のものである。それは、その前提並にその作用によつて、深く政治的生活並に經濟的生活に喰ひ込むのである。それは、單に經濟的見解の主要問題にあらずして、すべての個人の人格的生活に深く關するものである。それは、各人に對して、民族に對する奉仕が無制限なる私的致富かを決定すべきことを要求する。かくて、それは、『社會問題の解決』を意味する。」（註四五）

註四二　Feder, Programm. S. 20.

註四三　Feder, Programm. S. 23.

註四四　Hitler, Mein Kampf. Ss. 232-233.

註四五　Feder, Programm, Ss. 32-32.

利子奴隷制の打破は、かくてナチス綱領第十一條のやうに、「不勞所得の廢止」を意味する。（註四六）しかし、この場合不勞所得たる利子は、自己の生活の節約によつて得たやうな少額利子衣食者のそれを問題とするのではない。（註四七）それは國際的高度資本の問題である。ユダヤ的金貸資本の問題である。こゝに、經濟生活における人種的要素の介入があり、それは、純粹經濟理論としての問題ではない。ナチスは、この利子奴隷制打破の實際的提案として、利子制限案を議會に提出したことがある。それは一九三〇年十月のことであるが、利子を年五分に制限しやうとするのである。この提案が所謂利子奴隷制打破に達すること頗ぶる遠いものであることは、こゝにいふまでもない。（註四八）而して、ナチスの利子奴隷制打破、即ち不勞働所得の廢止の主張が極めて、感情的であり、人種的偏見（ユダヤ人に對する）にとらはれてゐることは勿論であるが、それが經濟學的認容を妨げられてゐるのは、單にナチスの反對者側からのみではない。ナチスの理論家の間においても、多く論議され、今や、昔日の如き指導理論たる地位を失はふとしてゐる。その反對者の第一人者はハンス・ロイプケである。彼は、この利子奴隷制の打破は一八四〇年代のプルウドン以來の主張であつて、既にその誤謬の清算し盡されてゐるものとしてゐるのである。而して利

子奴隷制の打破は、所謂不勞所得の廢止――これは利子及び利潤の一般的廢止を意味する――といふ形態においてではなく、金融資本に對する闘爭の社會的意味において解されねばならぬと主張するのである。（註四九）

註四六　Feder, Programm, S. 20.
註四七　Feder, Programm. S. 31.
註四八　Scheunemann, Nationalsozialismus. S. 76.
註四九　Hans Reupke, Nationalsozialismus und Wirtschaft. Ss. 30-31.

六

「利子奴隷制の打破」の問題と深い關係を持ち、この問題を曖昧ならしめるものは、ナチスの資本觀である。ナチスは資本を分つて、二つとする。それは、「生産資本」と「金融資本」であり、「企業資本と金貸資本」である。（註五〇）生産資本は現實に生産者によつて生産に使用されてゐる資本であり、金融資本は利子、配當の取得に向けられてゐる資本である。ナチスによれば、前者は國民經濟に利益を齎すものであり、後者は、利子奴隷制の設定によつて、國民經濟に大害を與へるものである。ナチスの闘爭はかくの如き金融資本の搾取的資本主義に對して行はれる。金貸資本の無制限なる高利貸的利潤に對して、闘爭する。何となれば、それは利子奴隷制の設定によつて、「高度金融資本は、國家及び經濟に對する無制限なる命令者となつた。而して、如何なる政府も銀行及び株式取引界の利潤に反對する何等の決定的な方策も採つてゐない。すべての民族は、巨大なる國家負債によつて、この超國家的世界權力に對して、利拂貢献の義務を負ふに至つた」からである。（註五一）かくの如き狀態を稱して、金錢萬能主義（マンモニスムス）といふのである。（註五二）而して、この闘爭は、反マルクス主義闘爭、反議會主義闘爭とともに、反マンモニズム闘爭としてナチスの重要視するところである。（註五三）

註五〇　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 23.
註五一　Feder, Der deutsche Staat. S. 37.
註五二　Feder, Der deutsche Staat, S. 38.
註五三　Feder, Der deutsche Staat, S. 45.

金融資本または金貸資本の理論は、要するに、ユダヤ的金貸資本に對する反對であり、戰後のドイツが賠償金支拂のため、巨大なる國際的金融勢力のために、支配せられてゐる事實に對する反抗を示すところのものである。ユダヤ的資本――アメリカ資本――のドイツにおける優勢に對する反對の一表現の理論化である。これに對して、産業資本、企業資本または生産資本は、ナチスのペットである。金貸資本は搾取的であり、破壞的であるのに對して、産業資本は生産的であり、價値創造的である。ナチスは、かくの如き見地から、産業資本を尊重する。從つて、それは資本一般の社會化または國有化に反對するものである。この點について、フェダアは次のやうにいつてゐる。

「こゝで、吾々は、生産の外的形態についての簡單なる原理的考察に到達する。戰前において、顯著に躍進しつゝあつたドイツ經濟は、大、中、小經營の幸運なる混合によつて、優れてゐた。しかしながら、大經營を越へた次の段階、即ちシンゲカートが最早需要の充足のためではなく、高度資本主義的利益のために、市場を支配し、價

格の獨裁を行ふ限りにおいて、大經營への傾向の中には、國民經濟に對する一の危險が横はつてゐる。勿論、ある種の工業は、單に大經營においてのみ、事實經濟的に活動し得ることは認めなければならぬ。これは、吾々が簡單に重工業と稱する工業部門には妥當する。……原理的にいへば、國民社會主義的國家は、この經濟の外的形態を根本的に變更せんとする誘因を持つてゐない。すべての種類のマルクス的意義における『社會化または國有化』を國民社會主義は斥ける。吾々の經濟的理想は、中小經營における經濟的に自由なる存在の可及的大多數を要求する。たゞ、その勞働と勞働の成果に對して、自由に處分し得る自由にして、獨立なる人のみ、その勞働に對して、眞の責任感を充たすことが出來ることを吾々は知つてゐる。たゞこの基礎の上にのみ、强力な人格は成長し、たゞこの自由と責任の基礎の上にのみ、共同的精神は榮えることを知つてゐる。この共同的精神は、共同的勞働によつて結ばれたるものを、また生活及び運命共同體にまで結成せしめ、かくの如くして、自由なる自意識的民族を作り上げるのである。たゞかくの如き基礎の上においてのみ、個人の幸福は、全體の幸福と事實において、結び付けられることが出來るのである。」（註五四）

註五四　Feder, Der deutsche Staat, Ss. 22-23.

この立場は、企業家にとつては甚だ有利である。ナチスは保守主義の立場において貴族主義を主張する。これは、すべてのファッシズムが均しく持つてゐるところの賢良の理論――獨裁の理論――であるが、ナチスもこの例に漏れるものではない。ナチスは、企業家を經濟の指導者として認める。故にロイプケはナチスを貴族的社會主義（アリストクラチシュアー・ソチアリスムス）と稱してゐる。勞働者と企業家との關係はかゝる指導者對被指導者の關係によつて律せられねばならぬ。勞働はプロレタリア的並に價値の少い感情に捕はれることなく、國民全體に對するその任務を自覺すると同時に、生産者階級間において、指導するものと指導されるもの、並に、有能者とより能力に惠まれざるものとの區別のあることを認容せねばならぬ。この經濟における指導的地位を占めるものは、企業家である。「指導並に執行としての企業能力は、將來において、經濟の缺くべからざる部分である。企業家は、彼なくしては、勞働も、パンも存在しない、生産的エネルギーの製作者である。」この目的のために、國民社會主義は、私有財産――生産資本とその成果に對する自由處分權、この部分については、利子奴隷制は成立しないものと見る――と私的創意とを保留する。このために經營における包括的な絶對的な指揮權を企業家に與へる。そして企業家は國家に對して、その責任を重んずればよいのである。（註五五）この故に、ナチスは、フォード、クルップ、キルドルフ、ティセッンの如き企業家の意義を充分に認めるのである。（註五六）

註五五　Reupke, Nationalsozialismus und Wirtschaft. Ss. 48-50.

註五六　Reupke, op. cit. S. 31.

利子奴隷制の打破の理論がナチス陣營の中においてさへ、批判されつゝあることは既に述べた。これと關連を有する産業資本及び金貸資本の分類、並に前者に對する利潤の是認――ナチスは、綱領において、不勞所得の廢棄を主張すること前述の通である――後者に對する排擊は理論的に考察すれば、殆んど無意味に近いものである。近代

的金融資本は産業資本と嚴密に結び付いてゐる。兩者の關係は、ヒルファデイング（註五七）やレーニン（註五八）が既に指摘してゐるやうに、ナチスの考へるやうに簡單でも、分離し得て、全く別の範疇に入れるべきものではない。これらの點は他の機會に記したことがあるから、それを參照せられたい。（註五九）

註五七　ルドルフ・ヒルファディング　金融資本論　林要譯　改造社版　四四〇―四四一頁

註五八　レーニン　帝國主義體系　川内唯彦譯　三〇頁

註五九　拙稿　ファッショ的統制經濟　世界經濟問題講座　第一回配本　六四頁以下

七

ナチスは資本を産業資本と金貸資本に分つたことは、既述の通りであるが、ナチスの社會化政策を見る上において、この分類は重要である。既に産業資本に對しては、企業家の私有財産制と私的創意とを認めてゐるので、この點についての疑問は殆んどないのである。しかるに金貸資本または金融資本に關しては、全然經濟經營のために不用であるといふのではない。例へば、銀行の如きは、ナチスもこれを認めるのである。たゞ現在の金貸銀行の職能は斷じて認容しないのである。フェダアは、「安定後――マルク相場の――の銀行の高利は、追剝以上のものであつた」と極言してゐる。（註六〇）かくの如き職能は、これをユダヤ的金融業者に任せて置くことは出來ないといふのである。それは社會化によつて、その害惡を除き、その利害を發揮させやうといふのである。

註六〇　Feder, Programm. S. 51.

ナチスの社會化綱領は極めて簡單である。綱領第十三條は、「吾々はすべての既に社會化された（トラスト）經營の國有化を要求する」とあり、（註六一）フェダアは最初、「大經營（コンツェルン、シンディカート、及びトラスト）は克服されるだらう」と書いてゐる。（註六二）これとともに、綱領第十六條は、「大百貨店の市有化」を要求してゐる。要するに、ナチスの社會化の對象は一般的には、コンツェルン、シンディカート、トラストであり、特殊的には、銀行と百貨店である。

註六一　Feder, Programm. S. 20.

註六二　Feder, Der deutsche Staat. S. 42.

先づ百貨店問題を見やう。ドイツの主なる百貨店即ちティツ、ウェルトハイム、カルシュタット等はすべてユダヤ人の經營である。この點において、既にナチスの反感を浴せられる充分な根據がある。しかも、ナチスによれば、百貨店は彼等の主張する欲望充足經濟の原理に反するものである。百貨店は、先づ購買者の欲求に應じてある商品を提供するものではない。それは、顧客の欲望を刺戟し、結局何等必要のない欲望を目覺ましめるのである。即ち奢侈的欲望の刺戟がその營業の方法である。かくの如き不必要の商品を購入せしめるために、百貨店は、外面的な廉價、支拂條件の緩和等のあらゆる方法によつて、奢侈出費を可能ならしめる。而して、購買心を惹起せしめるため長時間店内に留まることを得せしめるための休憩室、食堂の設備を持つてゐる。かくて、購買心の刺戟によつて、不必要の費用を費さしめる。而して、百貨店の商品價格は決して廉くはない。何となれば、かの殿堂の如き店

舗、宮殿の如き美觀はすべて顧客の財布から搾り出されるからである。この理由で、特殊商品の專門店は必ず百貨店よりは廉價であることを常とする。生産的方面においては、百貨店の搾取政策は、中産階級的手工業者の地位を甚だしく不安ならしめ、これを滅亡せしめるものである。かくの如き、消費者並に生産者の兩者に對して害惡を與へる百貨店は、直ちに「市有化」され、その店舗は、中小商業者に低廉なる室料をもつて、貸與せらるべきである。（註六三）かくの如きはナチスの中間階級的性質を現はしたもので、日本においても、國家社會黨などの百貨店制限運動と併せ考へるとき興味ある問題である。

註六三　Feder, Programm. Ss. 47-48.

トラスト的經營の社會化も、百貨店の場合と同じである。トラストの形成は、ある種の工業的部門において、獨占價格の形成を目的とするものである。それは、良品を廉價に消費者に供給するのが目的ではなく、商品の品質、數量、價格を前以て、消費者に強制するものである。かくて、需要供給の原則を抑壓して、その獨占價格によつて、超過利潤を占めるのである。その經營においても、甚だ組織的であつて、常に配慮し、勞苦するところの企業家を必要とせず、機械的に事物を處理する吏員官僚によつて、經營することが出來る。これ既に、それが社會化のために期が熟してゐて、利潤追究者のための經營を行ふことを不必要たらしめる時に達してゐる證左である。（註六四）

註六四　Feder, Programm. Ss. 50-51.

八

銀行問題に關するナチスの主張は、銀行業務の本質上、當然好意を持つてゐるものではない。第一、銀行は直接に生産的ではない。ナチスの配給經濟、殊に商業に對する反感は當然「貨幣商業」たる銀行業に對する反感として現はれる。第二に、銀行は多くの場合、外部に對して、債權者として現はれる。銀行は金貸資本の取次者であり、最も明白なる金貸資本の運用者である。故にナチスの金貸資本に對する反對は第一にこゝに現はれる。而して、この金貸資本の元締たる銀行業の多くがユダヤ人によつて經營されてゐる事實は、これに對する反對を助勢するものといはねばならぬ。第三に、銀行における集中的傾向である。銀行集中によつて、大銀行の掌握する勢力は著しく巨大であつて、他の産業部門に對する搾取的權力を構成するものである。故にナチスに對しては銀行は、一、不生産的、二、搾取的、三、大經營として現はれ、從つてその國有化は、その綱領の精神からいつて、當然の歸結である。（註六五）

註六五　Fieker, Wirtschaftsprogramm. S. 28.

ナチス綱領は、ライヒス・バンク並に大銀行の國有化を主張するのであるが、ブァッフはこれよりも進んで全銀行の國有化を主張してゐる。大銀行國有化論者の中には、銀行業の利益の多かつた時においては、私立銀行の利益とし、その崩壞危險なるときは、社會全體の費用によつてこれを救濟するといふ誤まつた政策を主張するものもあるが、それは不合理であり、かゝる不條理を免かるゝためには、全銀行の國有化に進まねばならぬ。（註六六）而して、かくの如き銀行國有化とともに、取引所國有化が提案されてゐることは、自明のことである。（註六七）

註六六　A. Pfaff, Wege zur Brechung der Zinsknechtschaft. 1932. S. 31.

註六七　Alfred Rosenberg, Wesen, Grundsätze und Ziel der N. S. D. A. P. 1930. S. 24.

全貨幣及び信用機關の國有化は、これに照應する金融政策の主張となる。その第一はドイツ金本位制からの解放である。この根據としては次の諸點が擧げられる。

一、金本位制は、利子奴隷制維持のための手段である。「金本位制は、經濟的奴隷制の補助手段として、高度金融に奉仕するものである。戰爭利益並に高利貸金によつて、大銀行は今日金獨占を保持し、而して、すべての民族の本位制、從つてまたその經濟と政治とを獨裁的に支配し得る狀態にある。」（註六八）

二、ドイツは金を產出しない。從つて金本位を維持する限り、產金國の不斷の奴隷とならねばならぬ。何となれば、金本位制のために、ドイツは、それからの國から金を購入し、それの價格を支拂はねばならぬからである。

三、世界におけるあらゆる金の蒐集は無意味となつた。何となれば、國際向の金拂債務は、全世界の金保有量の二十倍に達してゐるからである。

三、ドイツは貨幣造出に自由を得るために、その過少なる金保有量から、その貨幣流通を解放しなければならぬ。（註六九）

四、金平價の維持がドイツ物價水準の不安定の原因である。何となれば、金の價格は、非常に不安定であり、これ以上に、多くの國における極端なる金の保護のために、ドイツは惡影響を受けるからである。かく見來れば、ドイツ本位制の金からの解放は、ドイツの價格水準の引上げに對する前提である。（註七〇）

註六八　Rosenberg, op. cit. S. 23.

註六九　Feder, Grundsätzliches zur Finanzierungsfrage des Arbeitsbeschaffungsprogramms. Die Deutsche Volkswirtschaft. Mai 1932. Nr. 5. S. 145.

註七〇　Rieker, Wirtschaftsprogramm. Ss. 38-39.

銀行の國有化、金本位制からの解放は、如何なる金融政策をドイツに齎らすか。フェダア綱領はこの點について、次の提案を持つてゐる。

「すべての大公益事業（水力、交通路等の施設）に對して、資金を提供すること。但し借入金の方法によらず、無利子國庫證券の發行によること。

無利子貸付許容のため公益建築及び經濟銀行の設置。」（註七一）

註七一　Feder, Programm. S. 36.

借入金によらない無利子國庫證券または、紙幣の發行は、銀行の國有化による發券最高權掌握の場合には、インフラチオンを意味するものではない。何となれば、この場合の無利子證券は、價値を創造するからである。今日經濟的に重大なる大事業は、すべて借入金によつて行はれてゐるのであるが、これは甚だ拙劣不當の方法であり、この方面において、國家の貨幣創造權の行使によつて、適切な財政策が行はれねばならぬのである。例へば、水力の利用による一大發電所を建設するやうな場合に、この方法が用ゐられるのである。

政府が國會または州議會に、バイエルンまたはザクセン等の水力の利用に關する一提案がなされ、その經濟的價値が認められたとする。從つて、州議會はその建設を可決し、大藏大臣へ國立銀行からの發券の認可を要求する。この新銀行券には、その保證――完全なる保證――として現に進行しつゝある工事を提供することの特別な記載を附す。この外に、國家の全信用が、この新銀行券を援助することはいふまでもない。この場合何人もこれをインフラチオンといふことは出來ないだらう。かくの如く、人民代表によつて作られた追加貨幣に對する信用の認容は確立され、新銀行券は、他の法的支拂用具と同樣のものとなるのである。而して、この事業が完成した場合には、この貨幣に對して、窒素または電力が提供せられ、數年間に、この貨幣は回收せられるのである。かくて、國家及び人民は一の新事業を完成し、從つてまた新收入の源泉を形成することとなり、且つそれだけ富裕となつたことを意味するのである。これを現在の金貨資本の支配下に行はれてゐる利拂義務付の責務と、それによる利子奴隷制の設定に比すれば、實にその全體的利害において雲泥の差ありといはねばならぬ。これがフェダアの無利子國庫證券または金保證によらざる貨幣の效用である。（註七二）

註七二　Feder, Programm. Ss. 52-53. Der deutsche Staat. Ss. 83-96.

公益建築及び經濟銀行の施設も前段の信用創定と同じ形態のものである。公共經濟團體たる建築及び經濟銀行は「建築貨幣」（Baugeld, Baumark-Scheinen）の發行權を持たねばならぬ。この貨幣に對する保證は、新らしく建築された家屋である。從つて、新家屋は、巨大な利拂負擔なくして、獲得されるに至るのである。この建築及び經濟銀行の提案は、フェダアによれば、一九二一年バイエルンの內閣に提出せられ、審議を受け多大の讃成を得たのであるが、銀行家――「專門家」――の審議によつて、フェダアのユトピアとして斥けられたのであつた。一九二四年にも、チュウリンゲンの州議會に提出され、大藏大臣クルックツナアの讃成を得て正に實行されんとしたとき、ライヒス・バンクの壓迫によつて、取り止めとなつたものである。（註七三）

註七三　Feder, Programm. Ss. 54-55.

ナチスの金融及び財政政策は、その政策中、最も特色のあるものゝ如くであるが、その理論及び提案は必ずしも明確ではない。ナチスの批評家の均しく論難するところは、この部分であるが、（註七四）リーカアの如きは、實際的にも理論的にも最も不明確な點としてゐる。（註七五）

註七四　Scheuermann, Nationalsozialismus. Ss. 81-90.

註七五　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 37.

九

無利子國庫證券による事業の建設が圓滑に進行するものとすれば、國家財政上の負擔は甚だ僅少となる筈である。フェダアはいふ。「國民社會主義的國家の目的は、租稅なき國家である。」（註七六）フェダアは國家の租稅徵收が、國家の國債利拂のために用ゐられるのが大部分であつて、もし、この國債の利拂義務を取り除くとすれば、租稅の大部分は免除し得ることを主張した。何となれば官營事業收入は充分にこれを充すことを得るからである。例へば、一

九一一年におけるバイエルの政府の總豫算は一億六千七百萬マルクであるが、これはバイエルン政府の直營事業たる鐵道、郵便、電話收入の一億二千萬マルクと四千萬マルクの官營林業の利益によつて、支出することが出來るのである。しかるに、八千四百六十萬マルクのバイエルン政府債に對する利拂と、國債中バイエルン割宛五千萬マルクに對する利拂のために、收支の均衡を失ふに至るのである。利子奴隷制打破の成立以後においては、その利拂負債は皆無となり、租稅の大半は免除し得るのである。（註七七）しかしながら、ナチスは、この租稅問題について、その綱領においても、他の場合には、殆んどいふところがないのである。（註七八）フェダアはかくの如き無租稅國家をその理想の目標としてゐるのであるが、現時の場合、直ちにその點に到達すべからざることは明かであり、從つて、課稅の標準たるものがなくてはなろぬ。フェダアはこれを次の諸點に求めたのである。

一、國內借入金の利拂を目的とする課稅は廢止すること。

二、租稅はたゞ不生產的目的、即ち行政、司法、軍備、警察、保健、教育の國家的支出のためにのみ許さるべきである。この場合においても、收益的國家經營、即ち鐵道、郵便、電信、國有森林、鑛山、電力等の收益の餘剩が、その支出に足らざる場合においてのみ、賦課せらるべきである。

三、特別なる必要または特別非常時、殊に戰時の必要を充たすためには、直接並に間接稅が課せらるべきである。

四、直接稅は、あらゆる形態の所有に課することが出來る。この場合、所有には多くの階等を附することを要する。所得に對しては、充分なる範圍の免稅點を置く。家族及び子女の數による徹底的な免稅點を置くこと。

五、官吏は原則として、免稅とする。

六、間接稅は、平時においては、單に奢侈物に對してのみ課せらる。一般奢侈物、純享樂物、タバコ、アルコール、葡萄酒、及び不衞生的目的のための貨物に課せられる。

七、正義の見地から、戰時利益及び革命時の利益の徵收。

八、財產の自由處分權を防げる――一般の安寧に害なき限り――印紙稅及び手數料を出來る限り低減すること。相續權及び贈與稅もまた同じ。（註七九）

註七六　Feder, Der deutsche Staat. S. 56.

註七七　Feder, Der deutsche Staat. S. 129. ff.

註七八　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 57.

註七九　Feder, Der deutsche Staat. Ss. 133-134.

フェダアはかくの如き課稅原則とともに、課稅順序を示してゐる。即ち國家の不生產的經費に對する收益的國家事業による利益の外に租稅收入を必要とする場合には、次の順序に上ることを示してゐる。

一、奢侈稅

二、財產及び所得稅

三、所有中產階級への課稅

四、享樂物への間接的課稅　こゝに享樂物といふのは、その使用が生活に必要でないものたるを要する。（註八〇）

註八〇　Feder, Der deutsche Staat. Ss. 134-135.

かくの如き租税政策は、現在單にフェダアの主張であつて、ナチスが黨として、これに、どの程度までの關心を有するかは明かではない。しかし、所得税については、一九三一年プロイセン州議會に提出されたナチスの提案が、これを説明すべき一材料と見ることが出來るのである。

所得圏	現在税率	ナチスの提案
七二〇―二四〇〇マルク	一〇％	免税
二四〇一―八〇〇一	一〇	八％
八〇〇一―一二〇〇〇	一二・五	一二・五
一二〇〇一―一六〇〇〇	一五	二〇
一六〇〇一―二〇〇〇〇	二〇	二五
二〇〇〇一―二八〇〇〇	二五	三二・五
二八〇〇一―四六〇〇〇	三〇	四五
四六〇〇一―八〇〇〇〇	三五	八〇
八〇〇〇〇マルク以上	四〇	

更らに、株式會社の利益に對する課税は、所得税率引上げに從つて、增加されねばならぬことが提案されたことは勿論である。今提案の如き税率をもつてする年純所得と現行税率におけるそれとを比較すれば次の如くである。

年所得	現行税率	所得税差引の殘高所得	ナチス提案
一〇、〇〇〇マルク	九、〇二二	九、三二七	
二〇、〇〇〇	一七、三七二	一七、二五二	
三〇、〇〇〇	二四、七七二	二三、七五二	
四〇、〇〇〇	三一、七七二	二九、二五二	
五〇、〇〇〇	三八・五七二	三三、三五二	
七五、〇〇〇	五四、八二二	三八、三五二	
一〇〇、〇〇〇	七〇、〇七二	四三、三五二（註八二）	

註八一　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 60.

この提案は、勿論州議會の提議として、成立したものでないことは勿論であり、ナチス政權に到達した今日かくの如き所得税案を提出し得るや否やは勿論疑問である。否疑問どころでなく、全くこれを爲すまいと思はれる。ナチスの新資本主義政策は、日に增し濃厚であり、ロイプケの如きは、その代表的なものがゐるからであり、（註八三）ファッシズムの後期的形態としてのナチスには、かくの如き大所得の利益を蹂躙するが如き行動はなし得ないからである。

註八二　Reupke, Nationalsozialismus. S. 56.

最後にナチスの勞働者政策について述べやう。ナチスは、「國民社會主義的ドイツ勞働者黨」と稱してはゐるが、それは所謂勞働者階級の黨ではない。それは一の階級の黨ではなくして、國民全體の黨であると主張する。從つて、彼等の運動の第一目標とされてゐる反マルクス運動が明かに示してゐるやうに、マルクス的階級鬪爭說を極力排擊するものである。ヒットラアはデュセルドルフの工業倶樂部で演說で次のやうにいつてゐる。「すべての將來に對して、「ブルジョア的」及び「プロレタリア的」といふ概念を保有し得ると人が考へるならば、そのとき、彼は、ドイツの無力とこれによるドイツの崩壞を持ち來すものであるか、またはボルシェヴィズムの勝利を持ち來すものである。」（註八三）フェダアは更らにいつてゐる。「資本主義とマルクス主義は一つである！　それらは、同一の精神的基礎から起つて來た。吾々國民社會主義者は、それらの苛酷するところなき反對者である。何となれば、吾々の世界は即ち社會の構成に關する吾々の全く異れる他の觀念は、彼等のそれと異るものである。吾々にとつては、階級的幸福または階級鬪爭ではなく、階級的幸福または階級的自已主義ではなく、一般的幸福が最高の法則である。」（註八四）故に、來るべき革命における支配は、ブルジョアジーの支配に代置されたプロレタリアの獨裁であつてはならぬ。階級としてのプロレタリアートのみが、革命における權力を行使してはならぬ。それは、すべての價値ある、且つ價値創造的な民衆の共同體である。ナチスの解するところの第四階級は、單に肉體的勞働者階級のみではない。それは、全生產者團、即ち勞働者と企業家との結合したものである。而して、尙ほ、社會的鬪爭があるとすれば、それは企業家――それは勞働者と同じ利害を持つてゐるものである――に對抗するものではなく、金融資本、その國際的並に反國民的利益政策に向けられるものでなくてはならぬ。（註八五）即ちそれは生產者間の協調を主張し、階級調和を主張するものである。

社會的にいへば、ナチスは、精神的勞働と肉體的勞働の區別を廢除しやうとする。しかしながら、事業經營における地位の區別は維持するのである。これはナチスの指導者理論である。故にデモクラシーは、この場合、經濟的のそれも、政治的のそれも問題にならぬ。經營における指導者の獨裁的傾向は、その政治獨裁主義に照應するものである。經營における企業家または總支配人は、企業指揮の絕對權を認められ、彼は一般的安寧のために、國家に對して責任を負ふのみであつて、從業勞働者に責任を負ふものではない。勞働者は、「經營會議」を選擧し、企業家もまたこれに屬する。この「經營會議」なるものは、國民社會主義的國家における議會または議會類似の施設のやうに、國民社會主義的經濟において、單に諮問機關に過ぎないものであつて、最後の決定は、指導者の決裁によつて決定するのである。（註八六）

註八三　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 31.
註八四　Feder, Programm. S. 57.
註八五　Reupke, Nationalsozialismus. S. 45.
註八六　Rieker, Wirtschaftsprogramm. S. 32.

かくの如き指導的精神から具體的な勞働者政策――または一般に社會政策――が提案せられたるのであるが、實際政策、例へば賃銀の決定、勞働權、社會保險の如きものが、提案せらるべき筈であるが、ナチスの綱領は單に

「大經營における利潤分配」（第十四條）と「養老施設の大擴張」（第十五條）を擧げてゐるのみである。フェダア綱領においても、社會政策として、勞働者階級に直接關係のあるものは、以上の外に、住宅難解決の條項を見出し得るに過ぎないのである。この方面におけるナチスの主張は甚だ不充分であり、貧弱であるといはねばならぬ。

尙ほ一言加ふべきことは、以上の如き階級協調の主張によつて、ナチスの理論家ロイプケはストライキ並に工場閉鎖を否定し、これに嚴罰を加ふることを主張し、（註八七）勞働組合については、鬪爭的組合を排して、共濟的協同組合の建設を主張してゐる。（註八八）ナチスの社會政策的方面が特に貧弱であり、それは企業家の獨裁と勞働者階級のこの獨裁に對する協調を主張したのは、ナチスが一のファッシストとして、身分國家の主張者だからであり、この場合身分國家とは現在の社會階級的關係を封建的形態において固化せんとするので、ファッシズムの本質である勞働階級の統制を實現せんとするからである。（註八九）

註八七　Reupke, Nationalsozialismus. S. 46.

註八八　Reupke, Nationalsozialismus. S. 58.

註八九　拙稿　ファッショ的統制經濟　一三頁

一一

以上でナチスの經濟觀を大體解說し得をつもりである。この解說はナチス綱領二十五ケ條を中心として考察されたものであるが、元來ナチス綱領二十五ケ條は、一九二〇年二月に起草決定されたものであり、その理論的解說は多くフェダアの說によつてなされてゐるのである。この一九二〇年のナチスは未だ初期のナチスである。その發展の程度において今日とは甚だしく異れるものである。ナチスは、一九三〇年九月の選擧以來その勢力を增大し來た。かくの如き勢力の增大はファッシズムとしてのナチス運動をその初期的形態から、後期的形態に到達せしむるものである。

ファッシズム運動は一般に初期的形態と後期的形態においては、その運動の基礎目標において、一の本質的變化を受けるのである。ファッシズム的運動はその初期においては、中間階級運動として、その基礎の上に、そのイデオロギー的指導の下に行はれるものである。故にそれは、中間階級としての多數を獲得することが出來るし、また中間階級的イデオロギーを多分に含有するのである。而して、それが全體主義的立場にあることは周知の通りである。しかるに、その後期的形態においては、ファッシズム的運動が一の全體主義的イデオロギーに立つといふ點と、その反プロレタリア運動といふ點において、保守權力階級の利用するところとなるのである。

かくの如き後期的ファッシズムにあつても、その運動の基礎とイデオロギーは初期的形態におけるまゝ繼承せらるゝのを常とする。ナチスの場合において、利子奴隷制の主張、大經營に對する攻擊、高額所得に對する攻擊はそのまゝ繼續されてゐる。しかも、ナチス運動のドイツ權力階級による利用は、種々な點において、初期的イデオロギー形態の不便を感じてゐる。こゝに初期的イデオロギーの修正が爲されねばならぬ。理論家ハンス・ロイプケの如きは、修正家の代表的のものであつて、ナチスの理論をより多く地主ブジョア階級の利害と一致するやうに修正せ

んとするものである。現在までのナチスのイデオローゲンはまた初期的形態のナチス・イデオロギーを脱し切れないでゐる。しかしながらイデオロギーを指導するものは實踐であるが故に、ヒットラアの政權への到達と、その實際政治の運用は恐らく、ナチスのイデオロギーに大なる變革を齎らすものと見て差支ないであらう。

既に、ナチスの三つの敵とする反議會主義、反金權主義、反マルクス主義の中、議會的勢力の增大によつて、且つナチス有力なる後援者――例へばライヒス・バンクの新總裁シヤハト――などの忠告によつて、ヒットラアはその反議會的獨裁主義の主張を緩和し、反金權主義は、利子隷制打破の主張の理論的缺陷とナチスと金權との結合によつて、その主張の大部分を廢棄した。殘るところはマルクス主義であるが、これに對する反對は、ナチスの最初から現在にいたるまで――而して現在においては尙ほ一層の重要性を獲得し來たのである。

かくの如く、後期におけるナチスは、一般ファッシズムの後期的形態の一例として、その初期的イデオロギーから遠かつて行くであらうし、また行かざるを得ない現實的必要に會するのである。

故に今こゝに解說したナチスの經濟觀がそのまゝヒットラア內閣によつて――例へそれが單獨ナチス內閣であると假定しても――行はれる氣遣ひはないのである。それは高々全ドイツ國民の名によつて、ドイツ權力階級の政治を行ふであらうことは、今後の數ケ月がこれを示すであらう。現に最早ヒットラアは、彼があれほど口をすぱくして主張したヴェルサイユ條約の廢棄などといふことを夢遊病者の寢言のやうに忘れてしまつて、從來の外交政策の繼承不變を宣言してゐるではないか。一事が萬事である。ヒットラアの政權掌握によつて、革命を口にすることは、勿論時期尙早であるし、また時間の經つた後においても、これを口にする必要はないであらう。現在のナチス綱領及び思想の多くは、初期ナチスの殘肴だからである。

―一九三三・二・一二夜脫稿―